



島根県報

令和4年3月29日（火）

号外第33号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始（2件）

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第232号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野へ45番4地先から同1674番2地先まで	メートル 218.56	令和4年 3月29日	浜田県土整備 事務所	
〃	浜田八重可部線	浜田市後野町2005番3地先から同町2008番2地先まで	116.25	令和4年 3月29日		
〃	〃	浜田市後野町322番地先から同町327番1地先まで	102.50	令和4年 3月29日		

島根県告示第233号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三隅美都線	益田市美都町字津川ハ1054番3地先から同ハ1091番8地先まで	メートル 699.80	令和4年 3月29日	益田県土整備 事務所	
〃	〃	益田市美都町字津川ハ1054番3地先から同ハ1091番13地先まで	585.12	令和4年 3月29日		